

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

第5次北海道食の安全・安心基本計画（素案）についての意見募集結果

令和6年（2024年）3月6日

道民意見提出手続により道民の皆様からご意見を募集したところ、個人2人、3団体から、延べ18件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>(第3部 第3 2)</p> <p>道産食品の認証制度の推進は、食の安全・安心に関する施策を推進するにあたって、重要な取組の一つになると考える。現状においては、食の安全・安心に関心の高い消費者には普及していますが、一般消費者等への浸透が十分でないことから、今後は、一般消費者が普段食品を購入する店舗等で広くPRしていくことが大切であるとする。</p> <p>こういった点が身近な生活の中に見えると、子どもたちも自分事と捉え、食の安全・安心に対して意識が高揚できると思う。</p>	<p>学識経験者等で構成する運営懇談会において意見・助言等をいただきながら、制度的なPRに取り組んでいきます。</p> <p>C</p>
<p>(第3部 第1 2など)</p> <p>ノルウェー産養殖サーモンには、ヨーロッパでは禁止されている化学薬品満載なので、食べない、買わない、流通させない様に、啓発と指導に努めるべきである。</p>	<p>輸入食品については、国が設定した衛生基準を満たすものが輸入され、流通されています。</p> <p>D</p>

<p>(第1部 2 計画の位置付け)</p> <p>「関連する主な計画等」が「総合計画、重点戦略計画、特定分野別計画、施策別計画、SDGs 関連」と多岐にわたっており、そのつながりが良くわからない。北海道の事業活動の最上位方針(ビジョン)は「北海道総合計画」ですが、「食の安全・安心基本計画」はそれの7つの将来像 ④「世界に広がる憧れのくに北海道ブランド」に貢献していく、という理解で良いですか。</p> <p>そのへんの関係性を連関図のようにして消費者にも分かりやすく示していただきたい。例えば、「第4次北海道食の安全・安心基本計画」の「概要版」のように。</p>	<p>北海道の計画は、上位計画から順に「総合計画、重点戦略計画、特定分野別計画、施策別計画」となっています。「第1部 北海道食の安全・安心基本計画について」の「2 計画の位置付け」に記載のとおり、本計画は「北海道総合計画の特定分野別計画として、北海道の食の安全・安心に関わる政策の基本的な方向や主要施策を示すもの」です。関連計画には、本計画で示した施策に関連する施策別計画を掲載しています。</p> <p>本計画は、主に、北海道総合計画の「将来像②北国で心豊かに暮らせる安全・安心社会」の「生活・安心分野」の「(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上」の「■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保」に紐づくものです。</p> <p>※「(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上」は将来像②安全・安心のほか、④北海道ブランド、⑤経済、⑦地域にも該当。</p> <p>なお、本計画と他の道の計画の関係については、令和5年度第2回北海道食の安全・安心委員会の資料3 (HP 掲載) を参考にしてください。</p>
<p>(第2部 1 食の安全・安心をめぐる情勢)</p> <p>同箇所には、(1)社会情勢の変化、(2)食の安全・安心を取り巻く状況、があげられていますが、現段階における第4次計画の活動結果からの反省、課題も施策検討にあたり取り上げるべきと考えます。</p>	<p>道では、毎年、食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を公表しています。</p> <p>また、令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会において、第4次計画の現状と課題について審議を行いました。</p> <p>その審議結果も踏まえつつ本計画案を作成しました。</p>
<p>(第3部 第1 3 人材の育成)</p> <p>主な取組②食品産業を担う人材の育成 ○ 食品表示制度などの普及啓発を目的に、事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催します。(環：消費者安全課)</p>	<p>食品表示制度セミナーは消費者も対象としていますが、ご意見をいただいた箇所は、関係事業者等における専門人材の育成に関するものであり、消費者については、第3部 第3 1 (1) ① (食品表示制度の普及啓発) に記載しています。</p>

○ HACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、道立保健所を中心に食品等事業者に対するHACCP普及のための講習会を実施します。また、将来の食品衛生を担う学生に対し、食品衛生行政等に関して講義します。(保：食品衛生課)

○ 関係団体と連携して講習会を開催するなどし、食品関係施設における自主衛生管理に従事する者の資質向上を図ります。(保：食品衛生課)

ここには消費者の啓蒙・育成の視点も入れるべきと考えます。例えば、モニター制度などを導入し、意識のある一般消費者も育成していくことも必要と考えます。行政、事業者だけで「食の安全・安心」は確保できません。

消費者の方々への食の安全・安心に関する情報提供や食に関する知識の取得機会の充実についての取組は、第3部 第1 1に記載しているところです。

B

(第3部 第2 1)
＜現状＞

道では、道内の食品等事業者の規模に合わせHACCPに沿った衛生管理の取組が適切に行われるよう技術的支援を行うほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」(以下「北海道HACCP」という。)を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCPの取組を支援しています。

そもそもHACCPについて一般消費者がどの程度理解しているのか。また、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」について消費者の認知度はどの程度か？
それらを消費者へ普及・浸透を図るための施策はありますか。

包括連携企業と協働した親子教室や消費者イベント等において、制度の普及を図っています。

B

<p>(第3部 第3 1 (1))</p> <p><主な取組> ① 食品表示制度の普及啓発 (環：消費者安全課)</p> <p>○ 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催するほか、リーフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。</p> <p>○ 食品表示に関する事業者等からの相談への対応や事業者等が行う社内研修などへの協力をを行い、適正な食品表示を促進します。</p> <p>これら施策も消費者もオンラインを含めたセミナー、講演会へ参加できるようにすべきと考えます。</p>	<p>食品表示制度セミナーは消費者も対象としているため、そのことが分かるように案を修正します。</p>
<p>(第3部 第4)</p> <p>たとえば、モニター制度を導入して、まずは意識あるモニターを教育することで一般消費者の意識底上げを考えるべきです。例えば、事業者向けの食品安全関係の講習会・講演会や事業者による活動報告会などにも参加させ、意見交換、相互理解を図るようにすべきです。</p> <p>札幌市の「さっぽろ食の安全・安心モニター」や内閣府の「食品安全モニター」などがあります。内閣府のものはオンラインでの研修も出来ます。</p> <p>行政の指導・監視や事業者だけで「食の安全・安心」のレベルアップは無理だと考えます。時間はかかりますが、一般消費者の意識も上がることが、食の安全・安心の向上に不可欠で、北海道総合計画の「めざす姿」7つの将来像 ④「世界に広がる憧れのくに北海道ブランド」の実現につながっていくと考えます。</p>	<p>ご提案いただきました一般消費者の意識の底上げについてですが、食の生産から消費までの様々な分野にわたって情報があふれる中、消費者の皆様が適切に情報を選択していくため、食に関する知識を習得する機会の充実が求められていることから、本計画案では、食の安全・安心について消費者、生産者等が相互理解と知識を深められるようリスクコミュニケーションの効果的に実施すること(第3部 第4 1)や食の安全・安心に関する情報について、様々な情報媒体や各種イベントの場などを活用し、わかりやすく、速やかに提供すること(第3部 第1 1)などを規定しており、こうした取組を通じ、一般消費者の意識の底上げを図ってまいります。</p> <p>なお、本計画の位置づけについてですが、本計画は主に、北海道総合計画の「将来像②北国で心豊かに暮らせる安全・安心社会」の「生活・安心分野」の「(5)道民政策の安全の確保と安心の向上」の「■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保」に紐づくものです。</p>

A

B

<p>(第1部)</p> <p>食の安全・安心は量の確保も重要。条例前文にあるとおり、「食は人の生命の基本」である。しかし、コロナ禍やウクライナ侵攻にみるように、食料自給率がカロリーベースで38%しかない日本の食料安全保障は大きく揺らいでいる。ド・ゴール元フランス大統領は「食料自給率が100%ない国は、独立国家とは言えない」とまで言い切っており、食の安全・安心は量の確保も極めて重要である。よって本計画の趣旨(理念)に「食料自給率の向上」という視点を盛り込むべき。</p>	<p>北海道では、上位計画から順に「総合計画、重点戦略計画、特定分野別計画、施策別計画」を策定し、施策を推進しております。</p> <p>食については、生産から消費まで多くの分野に関係するため、関係する計画も多く、農産物の場合、食の安全・安心に関しては本計画が分担しており、「食料自給率の向上」など生産に関しては「北海道農業・農村振興推進計画」が分担する、といった形で複数の計画の連携により取組を進めております。</p> <p>このため、本計画においては、「食料自給率の向上」について具体的取組は記載せず、計画策定の趣旨(第1部 1)や施策推進の視点(第2部 2 (2))などで、食料の安定供給の必要性に言及する、という形で整理しております。</p>	D
<p>(第3部 第2 2 (1))</p> <p>クリーン農業及び有機農業の推進は公共調達がカギ。「現状」に「消費者、流通企業等の理解、認知度を高め、流通・消費の拡大を図る必要があります」とあるが、北海道をはじめとする行政機関の役割が見えない。生産拡大には、まず消費が必要であり、生産者の経営が成り立たなければならない。そのためには「呼び水」的な公共調達がカギを握る。学校給食などに地元産の「クリーン農業及び有機農業」を活用することが消費拡大の起爆剤になる。千葉県いすみ市のように学校給食に地元産の有機栽培米を全量使う自治体が増えている。</p>	<p>「クリーン農業の推進」、「有機農業の推進」において、クリーン農業・有機農業に対する消費者の理解促進・理解醸成を図ることとしており、より多くの道民の方々の理解促進が図られるよう取組を進めていく中で、ご意見の趣旨について今後の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>(第3部 第2 2 (2))</p> <p>北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(GM条例)のなし崩し的な運用を危惧。GM条例は、全国に誇れる先進的な内容であったが、遺伝子組み換え花卉流通のために規制が大幅に緩められた。例えば、ユリは、花</p>	<p>道では令和4年にGM条例の改正を行いました。カルタヘナ法第4条第1項の承認を受けた第一種使用規定により観賞の用に供するために栽培する遺伝子組換えのファレノプシス(コチョウラン)が、鉢植え花という国内ではこれまでになかった形で流通をし、広く道内の一般家庭などでも栽培される可能性が</p>	

は観賞用としても、根は食用になる。「現状」にある「社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています」が今後も GM 条例の緩和につながることはないよう切に希望する。

あり、改正前の本条例では、このファレノプシス（コチョウラン）を家庭で観賞用に栽培しようとする場合においても、近隣住民などへの説明会の開催や、手数料 32 万 5,500 円（令和 6 年 1 月現在）を添えて知事へ申請を行い、許可を受けることが必要でした。こうしたケースについて、全ての手続きを道民の皆様を求めることは現実的ではなく、また、全ての栽培状況を道が把握し、所要の措置を取る仕組みを整えることは困難であると考えております。

また、今後、このファレノプシス（コチョウラン）のみならず、食用又は飼料用に供さない観賞用の遺伝子組換え作物の増加が想定され、本条例で定める手続等を経ずに観賞用の遺伝子組換え作物が栽培された場合、食用や飼料用の作物に対する栽培ルールの徹底が困難となり、産業活動と一般作物の農業生産活動との調整を図るといふ本条例本来の目的が果たせなくなるおそれがあることから、北海道食の安全・安心条例に定める有識者などで構成する「北海道食の安全・安心委員会」や関係団体との意見交換、さらには、パブリックコメントでのご意見等を踏まえながら、北海道議会での議論を経て、令和 4 年 6 月の第 2 回定例会において条例を改正しました。

なお、条例改正後、全ての花きが対象外となるわけではなく、食用又は飼料用に供する場合は、本条例の対象となっております。カルタヘナ法第 4 条第 1 項の承認を受けた第一種使用規定に食用又は飼料用に供するための栽培であることが記載されておらず、食品衛生法や飼料安全法に基づく安全性審査を受けずに食用又は飼料用に供された場合は、法律違反となります。

また、本条例の目的は第 1 条に規定しているとおり、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防

	<p>止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与するものであり、引き続き、本条例の目的に沿って対応してまいります。</p>	C
<p>第3部 第2 4 (1) 農薬の厳正な使用について、「みどりの食料システム戦略」に基づく、農薬使用量の削減は歓迎するが、現在、使用される農薬の中にはネオニコチノイド系やグリホサート系など発がん性の危惧があるものがある。使用した農業者の毛髪から残留物が確認され、消費者としても大いに危惧するものであり、使用の厳格化を求めたい。</p>	<p>農薬取締法において、農薬使用者は、農薬の表示事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならないことが規定されています。</p> <p>道では、毎年6月～8月、関係機関・団体と連携して「北海道農薬危害防止運動」を実施し、農薬の安全・適正使用の推進を行っており、農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項について周知徹底を図っています。</p> <p>また、道は「北海道農薬安全使用推進方針」を策定し、農薬の安全・適正使用に関する基本事項として、農薬散布時のマスク・手袋等の保護具の着用や農薬散布後の全身の十分な洗浄等の農薬使用上の留意点等を示しており、「北海道農薬安全使用推進協議会」を構成する道、農業団体や農薬流通団体などにおいて、農薬の安全・適正使用の普及啓発の取組を進めています。</p> <p>今後もこうした取組を継続し、農薬の安全・適正使用の徹底を図ってまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>(第3部・第3・1 (1)) ゲノム編集技術応用食品の表示について、37P「第3 道民から信頼される表示及び認証の推進」にある「道民の安全で安心な食品の選択に資するため、国に対し、ゲノム編集技術を利用した食品の表示など、消費者が食品の選択をできる</p>	<p>国に対し、要望を継続します。</p>	

仕組みの創設を要望します」の実現を強く希望する。消費者の選択の権利は、情報により裏付けられ、消費者に分かる適切な表示は欠かせない。ゲノム編集技術を応用した食品はトマト、マダイ、トラフグ、子実トウモロコシに拡大しており、「ゲノム表示」は消費者の不安を減らすことに資すると考える。

B

(第4部)

計画の推進体制における道民の役割について、北海道食の安全・安心条例に規定されていることではあるが、「道民の役割」として第1項「道民は（中略）適切に行動し、（中略）知識及び理解を深めるよう努めなければならない」は、上意下達的な表現に感じる。第2項「道民は（中略）国等の施策に協力するよう努めるものとする」は、無原則的に国等の施策に従うことを求めるのか。今日的な表現の見直しが必要と考える。

前文にあるとおり、北海道食の安全・安心条例は、「行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する」という考えに基づき、道民の役割を示しています。

「第6条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。」とあるのは、他の条例同様、努力義務規定として「努めなければならない」「努めるものとする」と表現しているものです。

また、「第6条 2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。」とあるとおり、「道民は、国等の施策（中略）に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、（中略）協力するよう努めるものとする。」とするものであり、無原則的に国等の施策に従うことを求める条文ではありません。

D

<p>(第3部・第4・2(2)) 現状5行目「国産国章」は「国産・国消」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘を参考に修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;">A</div>
<p>(第3部・第2・2(1)ア) ＜主な取組＞④ クリーン農業への理解促進「温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座などにより、道民に発信します。」 また、イ 有機農業の推進＜主な取組＞ ④ 有機農業への理解醸成「消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。」「道総研と連携して、量販店の売り場における有機農産物の購買意欲を高める手法の開発などに、取り組みます。」とありますが、より効果的な施策を検討して頂きたいです。温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全への効果を道民が実感できるように、指標生物の多様性や分布などの調査、研究するなど、環境保全型農業の意義が見える化すること、調査には道民の協力を要請するなど参加型の取り組みにしていくことが効果的なのではないでしょうか。出前授業や交流イベント、農作業体験に加えて、参加型の生態系調査などを検討して頂きたく存じます。</p>	<p>「クリーン農業の推進」、「有機農業の推進」において、クリーン農業・有機農業に対する消費者の理解促進・理解醸成を図ることとしており、より多くの道民の方々の理解促進が図られるよう取組を進めていく中で、ご意見の趣旨について今後の参考とさせていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;">C</div>
<p>(第3部・第2・2(1)イ) ③ 有機農産物等の販路拡大「量販店や宅配のほか、オンラインマルシェなどネット販売等を含む新たな販路の確保のためのセミナーを実施するなど、少量多品目を取り扱う個別完結型の有機農業者の販路拡大に向けた取組を推進します。」とありますが、学校給食や病院、公営の食堂など、公共調達での有機農産物の利</p>	<p>「有機農業の推進」において、有機農産物等の販路拡大を図ることとしており、より販路の拡大が進むよう取組を進めていく中で、ご意見の趣旨について今後の参考とさせていただきます。</p>

用の推進に力を入れて頂きたいです。北海道有機農業推進計画や北海道食育推進計画にもそういった文言はあったかと思いますが、具体的な取り組みがなされているようには見えません。有機農産物の性質上、生鮮での取り扱いが難しいということではれば、有機食材を使用した加工食品の開発を助成するなど、大規模の調理場が有機食材を受け入れやすい形を提案するような現場に寄り添った取り組みをして頂きたいです。

C

(第3部・第2・5(1)農用地の土壌汚染の防止)

＜主な取組＞に「下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います」とありますが、重金属以外にもマイクロプラスチックやPFASなどの多種多様な化学物質の蓄積、農産物への影響が非常に懸念されます。しっかりとした研究を進めて頂き、安全基準を定めることが必要なのではないのでしょうか。「下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属およびリスクが懸念される多種多様な化学物質の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います」とし、リスクが高いと思われる化学物質のモニタリングを併せて行って頂きたいです。

＜主な取組＞に「下水汚泥の肥料利用にあたっては、農業者・消費者の理解促進等が図られるよう安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進します。」を追加しました。

A

問い合わせ先
農政部食品政策課調整係
電話 011-204-5427